審査基準(公表用)

様式第3号

所管部(局)・課 農林水産部 畜産課

法令名		家畜保健衛生所設置条例				法令番号	昭和25年第2		<u> НГ</u>	田庄砞
手続名		手数料の減免			根拠条項	第7条				
	知事は、 できる。	経済事情その他	やむを得ない理由に	こより、	手数料を減免するこ	とが必要であ	ると認めるときは	、手数邾	斗を減	免することが
審										
查										
基準										
										
受付	│家畜保健	型型 型子 型子	家畜保健衛生所	交付	家畜保健衛生所	標準処理期間			目次	
機関	が田が佐	機関	5.田 (水)(本) 工//	機関		標準経	由期間	日		